

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第10回）・
青少年保護ワーキンググループ（第7回）
合同会合

1 日時 2026年6月15日（月）17時00分～18時40分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、曾我部主査、生貝構成員、上沼構成員、大谷構成員、増田構成員、
森構成員、山口構成員、山本構成員、石戸構成員、音構成員、水谷構成員、
米田構成員

（2）オブザーバー

法務省民事局、法務省刑事局、法務省人権擁護局
一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人全国携帯電話販売代理店
協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人テレコム
サービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、経済産業省商務情報政策局情報
経済課

（3）総務省

藤田大臣官房総括審議官、荒井大臣官房審議官、大澤情報流通振興課長、寺本国際
戦略局参事官、時枝情報活用支援室長、大磯情報流通振興課企画官、原情報流通振
興課課長補佐、田熊情報流通振興課課長補佐

（4）発表者

株式会社野村総合研究所 齋藤氏、中田氏
株式会社三菱総合研究所 安江氏

4 議事

- （1）SNS等におけるサービス設計に関する実態について
- （2）インターネット上の違法・有害情報を巡る諸外国の動向について
- （3）青少年保護ワーキンググループにおける議論状況について

【宍戸座長】

夕方ではございますけれども、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の第10回会合、同時に青少年保護ワーキンググループの第7回会合の合同会合を開催させていただきます。本日もご多用のところ、本会合にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局より連絡事項の説明をお願いいたします。

【原補佐】

事務局でございます。まず本日の会議は公開とさせていただきますので、その点ご了承ください。次に、事務局よりWeb会議による開催上の注意事項について案内いたします。本日の会議につきましては、Web会議システムにて実施させていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、資料10-1から10-3-2、参考資料の計5点を用意しております。なお、参考資料は前回第9回諸課題検討会における構成員の皆様のご意見をまとめたものとなっているため、適宜ご確認ください。万が一お手元に届いていない場合がございます。事務局までお申し付けください。事務局からは以上となります。

【宍戸座長】

ありがとうございました。本日の議題でございますけれども、議事次第に記載しております3点でございます。第1がSNS等におけるサービス設計に関する実態について、第2がインターネット上の違法・有害情報を巡る諸外国の動向について、第3が青少年保護ワーキンググループにおける議論状況について。以上の3点でございます。それでは早速、議事に入りたいと思います。議事1につきましては、資料10-1でございます。

株式会社野村総合研究所・齋藤様よりご説明の方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【NRI 齋藤氏】

では、これから弊社の方から、SNS等のサービス設計による利用者に対する影響調査というところで、発表させていただければと思います。前半部分は私、後半部分は野村総合研究所の中田の方から説明させていただきます。次のページをお願いいたします。大きく、SNS等のサービス設計の仕組み等の実態把握といったところと、その実態を踏まえたサービス設計の仕組み等の効果検証というところの報告をさせていただければと思います。

次をお願いいたします。本日の資料につきましては、昨年度、SNS等のサービス設計による利用者に対する影響調査というところで、総務省様の方から弊社が受託した調査事業の内容を主に基にして構成しているものになります。ここに書いてある本事業の趣旨、全体像のところは、ここでまさに議論いただいている内容かと思っておりますので、詳細は割愛できればと思いますが、そういった情報空間の諸課題と照らし合わせた時に、SNS等のサービス設計の仕組み等がまずどうなっているのかといったところの実態把握といったところ

と、具体的にどういった影響があるのかというところを簡易的に検証した結果というところをご報告させていただければと思います。

次をお願いいたします。ではまず、SNS のサービス設計の仕組み等の実態把握についてでございます。次のページをお願いいたします。まず、SNS 等のサービス利用状況といったところになります。こちらは弊社で実施している調査になりますけれども、ご承知のとおり、各サービスが広く消費者に普及し、週1回以上の利用率が8割近いサービスもある状況といったところで、各種の調査によってやや利用率の割合は異なりますけれども、概ね傾向が出ていると承知しております。この黄色い枠で囲っている部分でありますけれども、今回の調査事業の中で、主な調査対象として設定したサービスとして、YouTube、X、Instagram、TikTok というところを設定しております。TikTok については、次のページで少し補足できればと思いますが、縦型動画の象徴的サービスとして、対象に含めさせていただいているということになります。

次のページをお願いいたします。こちらは参考までですので、この調査に際して参考とした弊社の調査内容になっているというところでありまして、大きく、SNS の時間帯別の接触パターンで分類をすると、9つのタイプが抽出されているといったところで、その中でボリュームとそれぞれの特徴のところはここに書いておりでありますけれども、9番目のところ、割合としては少ないところですが、先ほど TikTok の例にありまして、ショート動画のヘビーユーザーで、昼夜問わずスマホで SNS を利用しているユーザーといったところも注目に値するのではないかとということで、注目をしたというところがあります。

参考に、次のページをお願いいたします。こちらがその結果をプロットしたものになりますが、寝ている時以外はスマホを触り続けるようなユーザーが一定程度存在するといったところでありまして、今回の調査検証の趣旨に鑑みた時に、こうしたユーザーのことも含めた検証が必要だろうということで、対象サービスを決定したといったところになっております。

次をお願いいたします。こちらから、SNS 等の主な機能といったところで、ご承知の内容も多いかと思いますが、改めて、今最初に挙げた4つのサービスについて、どのような機能が実装されているのかというところを簡単に整理しているものになっております。こちらに並んでいるとおり、まず YouTube と X についての主な機能を抜粋させていただいております。小さい字で恐縮ですが、ポイント部分に書いているところと、オレンジのハッチをつけているところを対応させておりますけれども、SNS サービスによるレコメンドの仕組みというものに加えて、情報の拡散の機能を有しているといったところが、各 SNS に共通しているところという風に理解をして整理しております。

次のページをお願いいたします。同様に、同じような整理を Instagram と TikTok についても行っておりますけれども、それぞれ、機能のやや違いはあれど、大きく備えている SNS プラットフォームとしての機能といったところで言いますと、先ほど申し上げたとおり、

レコメンドの仕組みといったものに加えて、情報の拡散の機能を有しているといったところ、シェア、リポスト、あるいはシェア機能と書いておりますけれども、そういった機能を共通して持っているというところが、今回対象サービスの主な特徴になっております。

次をお願いいたします。ここからは、SNS等の事業者の取組例という形で、事前の対処に資すると考えられる主なサービス設計上の工夫といったところで、一部の機能を抜粋する形になりますけれども、後段で実際の簡易検証を行うという時に、既に取り組みられているような事前の対処の取組といったところで、参考にさせていただいたものを抜粋しております。以降、先ほど申し上げた事業者さんごとに簡単にまとめているといった形になります。

まずYouTubeの例ですと、AI等警告ラベルの実装といったところで、生成AIで作られた動画の説明欄に、AI生成であるというラベルが表示されるといったところでありまして、2026年から自動検出機能の実装というのも開始をされているといったところでありまして。

続いて、ファクトチェック、推奨リンクの提示機能の実装といったところで言いますと、一番上にファクトが記載されているラベルが出現する機能となっております。特定のテーマあるいは主張が検索された際に表示されるといったところでもあります。こちらのファクトチェックについては、第三者機関といったところでIFCNに認証されている団体といったところが、公式ページからも確認されているといったところで、そういった第三者機関によるもの、ないしは自社の独自のタグ付けシステムというものを活用されております。

他にも、背景情報パネルといったもので、医療、健康等に関するトピックの情報を視聴すると、動画下に背景情報を提供する情報パネルが表示されるといった機能ですとか、さらには、自分自身の履歴の自動削除期間設定機能というものが実装されております。

次のページをお願いいたします。Xについても、先ほど申し上げたような類似の機能に加えて、さらにコミュニティノートというものを実装されているといったところで、誤解を招くようなツイートや、事実と異なる投稿に対して、その内容が信頼できない理由の説明や裏付けを投稿と一緒に表示させることができる機能でありまして、特定条件を満たしたXユーザーが参加資格を持つといったところで、他の人からの評価やノートを記載した人たちの多様さから、評価されるかが決まっているといったことを踏まえて、コミュニティが運営されているといったところでもあります。

さらに、誤情報警告ラベルの実装ですとか、操作されたメディアラベルの実装、さらにはリポスト前の警告機能の実装、さらにはレコメンドやアルゴリズムの公開といったものがされております。

次をお願いいたします。Instagramについても、虚偽情報ラベルの実装といったところで、こちらも第三者ファクトチェッカーといったところで、IFCN等の国際的に認証されているファクトチェック団体と連携したのものとして、そこでチェックされたものに対して

表示される警告ラベルといったもの、さらには信頼できる情報へのリンクも付与されております。また、AI等警告ラベルの実装、さらにはおすすめコンテンツのリセット機能の実装といったものがされております。

次をお願いいたします。最後に TikTok になりますが、こちらにも AI 等警告ラベルの実装、また、変化の激しい出来事ガイドといったところで、国際紛争などの関連用語を検索した際に、検索結果の一番上に、変化の激しい出来事であることを示すガイドが表示される機能となっております。ガイドでは、情報が必ずしも正確ではない可能性があることですとか、慎重なリアクション、公式情報源の確認を促すといったものが表示されます。また、信頼できる情報の提示機能の実装ですとか、他のサービスと同様に、おすすめフィードのリセット機能の実装といったものが、事前の対処に資する取組として参考にさせていただいたものとなっております。ここまでが最初の部分でありまして、ここから弊社の実施した簡易的な検証の内容について、ご報告させていただければと思います。

【NRI 中田氏】

はい。では、ここから話者代わって、中田からお話をさせていただきます。昨年の調査では、SNS や動画共有サービス上の違法・有害情報の流通・拡散であるとか、情報の偏りなどの諸課題を念頭に、それを軽減することが期待されるような措置として、3種類の措置に関して効果検証をいたしましたので、その結果をご説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。まず、調査方法のご説明でございます。14 ページ目に記載をしておりますとおり、Web アンケートとインタビュー調査の2種類を用いて調査を行いました。検証対象の措置としましては、1種類目が、情報の偏り等の存在に関する注意喚起というものになります。こちらは文字とおりでございますけれども、SNS 等のサービスにおいては、サービスの仕組み上、情報の偏り等が発生しやすいことであるとか、意図せず違法・有害情報に触れる、拡散してしまうというようにリスクもあるということに注意喚起するような情報を読んでいただくような措置になっております。

続いて、レコメンダシステムに関する説明になります。こちら、SNS のサービス上でどのような情報を用いておすすめの内容の選定がなされているのかということをご説明するようになっています。

最後に、事業者による主な自主的な取組についても効果検証を行っております。こちらは先ほど齋藤からご説明いたしました、資料のページの9番から11番までのうち、主要なものをピックアップしまして調査を行っております。効果検証の調査の方法でございますけれども、Web アンケートまたはインタビューの中で、措置の疑似体験を行って反応を確認するという方法で調査を行いました。Web アンケートは、接触前後の意識変化を継続的にトラッキングをすることと共に、措置を疑似体験した直後に感想を調査をいたしました。また、インタビュー調査においては、措置に対する印象であるとか、その印象の背景にある理由ということ、Web アンケートよりも深掘りをするという目的で、聞き取り型で調査をしております。

では、調査の結果をご説明してまいります。

次のページをお願いいたします。まず、今回検証対象としました3種類の措置でございますけれども、全体としては、3つの措置いずれについても一定の効果が見られるというものでございました。例えば、1つ目の情報の偏り等の存在に関する注意喚起におきましては、資料に記載をしておりますとおり、情報の多様性を担保したいというような意識の創出というのが観測されました。

また、レコメンダシステムに関する説明、2つ目の措置でございますけれども、こちらについても同様に、情報の偏りがある可能性に注意しようとするような意識が接触直後は見られたという結果になっておりました。

一方で、2つ目の措置については、1つ目の措置よりは効果がやや低いという結果になっておりました。また、全く開示されないことについては、自分自身の行動ログがどのように使われているか分からないというような、気持ち悪いといった声もありましたので、効果がやや低いという結果ではありましたが、利用者目線においては重要であるといった声も聞かれております。

また3つ目の措置、その他事業者による主な自主的な取組についてでございますけれども、こちらについては、措置にそもそも気づくというところに対して一定のハードルが見られるという結果が得られました。ただ一方で、その一定のハードルを超えて、措置に気づきさえすれば効果が見られるということが、今回の調査では分かったという形でございます。こうした形で、それぞれ効果が見られたということでございますけれども、その他得られた示唆としましては、まず提示方法によっても効果が異なる可能性というものが見られます。例えば、1つ目の措置、情報の偏り等の存在に関する注意喚起におきましては、同じ情報でも伝え方によっては自分事として捉えづらいつ感じることが分かってまいりました。また、2点目、発信者ごとの受容度と書いてありますけれども、誰が発信するかによっても受け取り方が異なるという意見も見られております。一番下のところ、今後の検証課題の部分にも書いてありますけれども、今回の調査は、まず簡易的に意識をベースに調査をしたというものになっておりましたので、実際にその行動の変化が起きるところまでは、今回の調査では明らかにしきれていない部分がございますので、こういった部分は今後の検証課題になるのかなと考えておるところと、あと3つ目の措置であるその他事業者による主な自主的な取組につきましては、気づきづらさに課題があるような措置もあるということが見えておりますので、有効なUIUXに関する検証等は、今後の検討課題だと考えている次第でございます。こちらで、調査の結果についての説明は以上になります。

【宍戸座長】

NRI 様からのご説明は以上ということによろしいですか、齋藤さん。

【NRI 齋藤氏】

はい、大丈夫です。ありがとうございました。

【宍戸座長】

ありがとうございました。大変貴重な調査研究をしていただいたと思います。それでは、ただいまの野村総合研究所様のご発表につきまして、現時点で特段ご不明点などございますでしょうか。あります構成員は、チャット欄で私にお知らせをいただければと思います。10分程度予定しておりますけれども、ご発言のご希望の方は私にお知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】

はい。ご説明ありがとうございました。大変重要な調査をしていただいたと思います。私は、ちょうど今表示していただいているところをお尋ねしようと思ったのですが、その措置の種類のところなのですが、まずその「情報の偏りの存在に関する注意喚起」ということについては、これは、その情報が偏っている、あなたが接触する情報が偏っていることがありますよ、というそういう注意喚起をされたということによろしいでしょうか。つまり、あなたは世間の情報を満遍なく見ているわけではなくて、あなた向けにカスタマイズされたものを見ているので、それは世の中の正規の分布とは違う特定の物だけを見ている可能性があるという注意喚起で、その2番目の「レコメンダシステムに関する説明」というのは、多分レコメンダシステムというものがSNS等にはあるのですというご説明をされたのだと理解いたしましたので、もし違ってれば教えていただければと思います。

3番目の「事業者による主な自主的取組」という措置は、これは事業者がどんな自主的な取組をしているのか、今日は前半のご説明でもありましたが、そういうことを説明するというような措置をされた、というそういう理解でよろしいですかね。それをちょっと教えていただければと思います。

【NRI 中田氏】

はい。まず情報の偏り等の存在に関する注意喚起につきましては、情報の偏り等が発生している可能性があるということと、あとは、違法・有害情報に触れている可能性もありますよ、意図せずそうした情報が拡散されている可能性もありますよ、というようなことを、複数の諸課題というところを提示させていただきまして、そうした可能性がSNSであるとか動画共有サービスにおいては発生している可能性があります、ということに注意喚起するような文章を読んでいただくということで、措置の疑似体験をしていただいております。

レコメンダシステムに関する説明については、ご想像のとおりでございまして、レコメンダシステムというものが存在をしていて、そのためにこうした情報を使われているということが公式のヘルプページ等で明らかになっていますということを説明するような措置でございまして。

その他事業者による主な自主的な取組に関しましては、措置がそもそもあるかどうかと

ということではなくて、コンテンツに付随して提示されるような措置、例えばXでいうとコミュニティノートのような措置があったかなと思いますが、そうした措置をつけた画面とこののを、実際にコンテンツを疑似的に見せまして、そういったものを見た時にどのような印象を受け取るかであるとか、あとはそうしたものを見る前と後で、普段のSNS等の利用に対する意識というものがどう変化するかということを見たという、そういった措置になっております。

【森構成員】

はい、分かりました。ありがとうございました。

【宍戸座長】

ありがとうございます。他に、ご質問等いかがでございましょうか。山本構成員、お願いいたします。

【山本構成員】

山本ですけれどもよろしいでしょうか。レコメンダシステムに関する説明のところなのですが、これは具体的にどういう説明をされたのかなというところを、伺えればと思います。

【NRI 中田氏】

はい。レコメンダシステムに関しましては、調査対象になっている主たるサービスというのを具体的に例示いたしまして、例えばYouTubeでいうと、過去の動画の視聴履歴等を用いて、今後提示されるおすすめ欄に出てくるような動画というのが選定をされていますよというのを、具体的にこういう情報を用いてレコメンダシステムというのは運営されていますということを説明するというような、これも文章ベースで見せているという形になっております。

【山本構成員】

ありがとうございました。言語化がまだできないのですが、いわゆるアテンション・エコノミーというようなビジネスモデルがあって、という話がありますので、例えば、もちろんその人の過去の閲覧履歴であるとか、そういうところに基づいてレコメンダがされるというのはそのとおりだと思うのですが、実際、ロジックというのですかね、どういう経済的な動機というものがアルゴリズムに埋め込まれているのかですとか、もうちょっと踏み込んだ形の説明ではなくて、単に閲覧履歴等からレコメンダされているのですよ、という、そういう割と浅い説明と言ったらあれですけれども、そういうことだったので、今回は。

【NRI 中田氏】

はい。今回は、そういった経済的な背景であるとか、事業者が意図してこのようにしていますとか、そうした情報は付加せずに、そうした仕組みがありますよということのみを開示した時に、どのような反応を受け取るのかということフラットに取るということを意図して調査をさせていただきました。

【山本構成員】

分かりました。どういう説明をするかによって、反応も変わってくるような気がしましたので、確認をさせていただきました。以上です。ありがとうございます。

【NRI 中田氏】

ありがとうございます。実際に調査の中でも、受け取り方は様々でございまして、インタビュー調査の中でも、ポジティブというか、それによって便利だという感想を持たれる方もいれば、それによってアテンション・エコノミー的なことが発生しているのだなという感想を持たれる方もいらっしゃったので、おっしゃるとおり受け取り方は様々なのかなと思うのですが、これによってどんなことが引き起こされるのかというのを、今回はフラットに測ったという、そういった意図でございます。

【宍戸座長】

ありがとうございます。他に何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。まず今のところはよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それではそのようにさせていただきたいと思います。この資料、今後の検討を考える上で、また、どういう点を深掘りしていったらよいかということを考える上で貴重なデータだと思いますので、この点、齋藤さん、中田さん、他皆様にお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【NRI 中田氏、齋藤氏】

ありがとうございました。

【宍戸座長】

続きまして、議事の2「インターネット上の違法・有害情報を巡る諸外国の動向」に移りたいと思います。こちらにつきましては、資料10-2を現在投影いただいておりますが、株式会社三菱総合研究所の安江様より、ご説明の方、どうぞよろしく願いいたします。

【MRI 安江氏】

三菱総合研究所、安江です。よろしく願いします。

次のページをお願いいたします。本日ですけれども、EU、それから欧州のドイツ、英国、韓国、米国について、注目される動向をいくつかご説明したいと思います。

次のページお願いいたします。まずEUですけれども、プラットフォーム事業者等の取組状況と、それからDSAに基づくプラットフォーム事業者への主な対応等について、ご説明します。

次をお願いいたします。最初に各事業者の取組状況です。EUのデジタルサービス法(DSA)では、プラットフォームのコンテンツモデレーション活動について、透明性レポートの公表を義務付けておりまして、事業者の属性によって公表項目は段階的に設定されていますが、大規模事業者、VLOP及びVLOSEについては、表にあります全ての項目について公表することが義務づけられています。これらの項目については、定量的な数字で出すもの

と定性的な説明を出すものがありますが、本日は事業者の取組状況を把握する上で参考になると思われる、表で赤字にしている3番と5番について、定性的な内容を中心にご説明したいと思います。

次のページをお願いします。まず最初に、各事業者の自発的なコンテンツモデレーションについて、透明性レポートの中からポイントを抽出しております。特に各事業者ごとの特徴が出ていると思われるところについては太字下線を引いております。項目としましては、自発的に実施したコンテンツモデレーションの概要と、それからそれに関する補足的な説明、有意義で理解しやすい情報となっておりますが、これらを定性的に報告することとなっております。

Meta の場合ですけれども、ポリシーに基づいて自社の判断によりコンテンツやアカウントの検出、制限、削除等の措置を実施するという一方で、自動化と人のレビューを組み合わせを行っているとしています。自動化技術については、違反性の高いコンテンツを検知して、場合によっては自動で削除や制限を行い、必要に応じて人の審査に回すとなっております。

Google についても、やはりポリシーに基づいて安全で信頼性の高い利用環境の確保を目的とするとしていて、措置は基本的にはアルゴリズムや従業員による検知に基づく能動的対応と、ユーザー報告や法的苦情に基づく受動的対応の双方を含むとしております。

TikTok については、違反コンテンツの大半を事前・自動的に検知するプロアクティブ対策に重点を置いているというふうなところに、特徴が見られるかと思えます。

X については、公共的会話を支えることを目的とし、表現の自由を不必要に制限することなく、体系的リスク、つまりシステムック・リスクを軽減するように設計されたコンテンツモデレーション体制を採用しているということで、ヒューリスティックスと機械学習アルゴリズムを併用していると説明されています。

次のページをお願いします。次のページと、その次のページが自動化手段についてで、4項目ありまして、まずこのページについては、自動化手段とその運用目的について示しています。

Meta の場合は、アカウント、投稿、コメント、写真、その他のアップロードされたコンテンツ全般に、自動化手段を適用しているということで、目的としては迅速な対応と、それから人手レビューの負担軽減を挙げております。

Google については、スパムや明確なポリシー違反の検知・処理に適用する一方で、文脈判断が必要な場合には人手によって判断し、さらに複雑な事案については専門チームにエスカレーションするというふうに説明されています。また人手で判断された結果については、機械学習モデルの訓練データとしても活用するとしており、目的としては迅速な対応を主に挙げています。

TikTok については、自動化技術を用いて、投稿前及び投稿後のコンテンツやアカウント行動を分析して、ポリシー違反の可能性を評価するというふうに説明されており、手法と

しては様々なモデルや手法が使われております。目的はやはり迅速な対応が主に挙げられています。

Xについては、先ほどありましたように機械学習とヒューリスティックスを用いて自動検知を行っているということで、機械学習については、色々な手法が用いられております。目的としては表現の自由を不必要に制限しない適正な執行を挙げております。

次のページをお願いします。残りの2項目ですけれども、自動化手段による精度の指標と潜在的な誤差率に関する説明と、それから適用される保護措置が挙げられていて、上の指標、つまり自動化手段がどのくらい正しく判定できているかといったことについては、こういった定性的な説明と定量的な数字もそれぞれの透明性レポートで書かれています。ここでは細くなるので具体的な説明は省きますけれども、基本的には割と精度高く判定できている、というのが各社の報告の内容かなと捉えています。

適用される保護措置ですが、Metaの場合は無作為監査による品質管理を行っているということで、うまくいっているかどうかランダム抽出して見ているということです。

Googleについては、文脈、教育とか報道などに応じた人手判断を重視しているということで、必要な場合には人手が介入しているとしています。またYouTubeの場合は再アップロード防止技術と人手による最終判断を組み合わせていると書いています。

TikTokについては、違反が明白な場合のみ削除を行って、疑わしい場合は人手レビューに回すということと、外部ファクトチェック機関との連携や異議申立て・是正プロセスを通じて、正確性と公平性をそういった形で担保する、というふうに説明しています。

Xについては、苦情数や取消率の変動をエンジニアが見ているということで、異議申立制度によって表現の自由とのバランスを図る、そのように説明しています。

次のページをお願いします。EUの2点目ですけれども、欧州委員会によるDSAに基づくプラットフォームへの対応ということで、DSAが正式に施行されて以来、制裁金が科されたのがここに挙げたXに対するものと、最近、ECプラットフォームのTemuに対しても制裁金が科されていますけれども、ここでは違法・有害情報という文脈も踏まえてXに対する対応を挙げています。

昨年12月にDSA義務違反ということで、Xに対し1億2000万ユーロ、だいたい大まかに計算して200億円ぐらいの制裁金を科するという決定を出しています。2023年12月から正式の調査手続きが始まっていて、約2年後に正式に決定したということです。

違反の認定ポイントとしては3つありまして、ページの真ん中に示してあります。1つが認証アカウントの欺瞞的なデザインということで、認証済みアカウントに対する青いチェックマークがありますけれども、これについて実質的な本人確認が行われていないので、詐欺やなりすましのリスクを高めている、というのが1点目。

2点目が広告リポジトリの不備ということで、超大規模事業者についてはDSAで広告リポジトリ、オンラインのデータベースを公表することが求められていますけれども、Xの場合はその性能であったり使い勝手について様々その要件を満たしていない、というのが

2 点目。

3 点目が研究者によるデータへのアクセスが十分に認められていない。この 3 つをもって DSA に違反していますよ、という決定が下されました。

またそれとは別にレコメンダーシステムに関する調査が別途、正式手続きで走っていますが、その中に生成 AI の Grok によるシステムック・リスク、レコメンダーの関係についても調査対象に含まれるということが今年 1 月に決定・公表されているということで、今これが走っているという状況になります。

次のページお願いします。次がドイツと英国ですが、まずドイツのデジタル暴力対策法案についてご説明します。

次のページお願いします。ドイツではデジタル暴力対策法案というものが今考えられていまして、元々は 2023 年 4 月に法案構想が公表されました。その後、意見募集がされたりして、早ければ 2023 年 12 月中旬に法案が議会に提案されるとも言われていたのですがなかなか出ず、24 年に一旦草案が出されたまま、その後も正式な提案はされていませんでした。

今年 4 月に法案として公表されて、今これについての意見募集がされており、この後、正式に法案が作成・提案されるんじゃないかと見られています。2023 年にこの法案が構想された当初の問題意識ですけども、侮辱、脅迫、誹謗中傷等のデジタル暴力というものの被害が増えていて、またその被害内容が深刻であるということで、これは大きな問題であるとしています。他方で、権利侵害情報の発信者を特定することが難しく、加えて法的手続きの負担や費用も大きいので、被害救済がなかなか難しいということで、それに対応するための法制度を作るのだ、ということが 2023 年に説明されています。そのあとなかなか法案が出なかったのですが、今年 4 月に出たものとしては、まずデジタル暴力として新たな犯罪類型を創設する刑法の改正、2 点目として発信者情報開示等の民事上の救済手段を強化させる、3 点目としてオンライン事業者の責任強化、具体的には国内の代理人の創設等ですが、そういったものを含む内容のものが出ています。

次のページお願いします。2 点目が英国 Ofcom による調査で、これも Grok に対する調査なのですが、英国の場合は同意に基づかない性的画像の生成・共有が報告されていることなどを受け、オンライン安全法に基づいて正式な調査が始まっています。今年 1 月ですね。

調査の論点としては、真ん中にあります 4 つ、違法コンテンツに対するリスク評価義務、それから優先的に対応すべき違法コンテンツへの対策義務、違法コンテンツの迅速な削除、プライバシー侵害の配慮。こういったものについて違反しているのではないかとということで調査がされています。

今後、調査がされ、暫定的な通知がされ、X による反論や意見照会の後に正式決定がされ、大きな違反がされているといった場合には高い罰金と、それから改善措置の実施命令ですとか、イギリス国内からのアクセス遮断といった措置が命じられる可能性もあるとい

うことになっています。

次のページお願いいたします。韓国の情報通信網法の改正に関してご説明します。

次のページお願いいたします。情報通信網法を改正する法律が昨年12月に成立しまして、この法律自体は「虚偽・操作情報根絶法」という名前になっています。悪意ある偽情報の流通防止を目的に、「虚偽・操作情報」というものを新たに違法なものとして定義して、大規模プラットフォーム事業者に対して通報窓口の設置や透明性レポートの公表を義務化していたり、情報の発信者に関し、「虚偽・操作情報」の流通に関して故意または過失が認められた場合には、大きな額の懲罰的な損害賠償が科され得るといったような内容になっています。

他方でこの内容について曖昧な点もあるということで、国内外の報道機関や野党、その他から、表現の自由を侵害するとか報道の萎縮に繋がるといった批判も出ています。この改正の背景・経緯についてですけども、ポイントとしては3ポツ目にあるように、昨年12月に法律が成立しています。違法情報の類型に「虚偽・操作情報」を追加して、プロバイダの責任を強化しました。今年7月7日に施行されることになっています。

規制内容は大きく3つありまして、まず「虚偽・操作情報」の違法化があります。これは具体的には、ここにある①～③の3つすべてに当てはまるものとされていて、①全部または一部が虚偽である情報または事実と誤認されるよう加工された情報、②その情報が虚偽または操作された情報であることを認識しながら他人を損害する意図または不当な利益を得る意図で流通させられ、③それにより実際に他人の権利を侵害する場合、というふうになっています。一方、風刺やパロディは明示的に除外されるとなっています。

2点目が「大規模情報通信サービス提供者」という区分を新設して、こちらについて追加的な義務を課すというものです。具体的な条件については大統領令で決めることになっていますが、まだ決まっていない状況になっています。

3点目として、この大規模事業者に対して通報受付・対応措置義務、異議申立て・紛争解決、自主規制運営方針の策定義務、透明性レポートの義務といったものが規定されています。

次のページをお願いいたします。この法律に対しての反応や評価、訴訟がありまして、可決直後から国内外で色々な反論・反対ですとか、懸念が示されています。このページの表にありますように、報道関係団体からは、批判報道を萎縮させる手段として用いられるのではないかと。野党からは法律の内容が曖昧で問題があるということで、関連条項を削除するような対案提出にも動いています。米国国務省からは米国発のオンライン・プラットフォームの事業に悪影響を与え、表現の自由も損なうので、懸念があるということでこういったものは良くないという意見が出されています。国際報道団体からもやはり報道への影響があると指摘されています。

また市民団体やインターネットメディア関係者から集団訴訟が起きていて、改正法では、権利侵害情報か判断に迷う場合には、まず最大30日間、暫定的措置としてアクセス

遮断をするというようになっているのですが、これが事前検閲にあたり問題だということと、過大な制裁規定が自由な表現活動を萎縮させるといった指摘がされています。次のページをお願いします。最後、米国になります。米国は「TAKE IT DOWN Act」という法律の制定と、それから「アルゴリズム説明責任法案」というものについてご説明します。

次のページをお願いします。まず「TAKE IT DOWN Act」という法律が昨年5月に成立しています。これはソーシャルメディア等の事業者に対して、AI生成によるディープフェイクを含む合意のない性的画像の削除を義務付けるもので、正式な名称は長いのですが、削除するという意味の「TAKE IT DOWN」という名前の略称の法律になっています。

法律の概要としてポイントは大きく4点ありまして、まず合意のない性的画像について連邦法で違法化しました。識別可能な個人に関する性的な視覚的描写について、同意なき親密な画像およびAI等により生成・改変した性的なデジタル偽造のオンラインでの公開が犯罪行為として規定され、罰則も定められています。

2点目が、合意のない性的画像について、被害者がプラットフォーム事業者に通報したり削除を要求できるプロセスを確立しなければならないという点です。また、性的画像について通報を受けてから48時間以内に削除しなければならない、履行しない場合には連邦取引委員会法違反として罰則が科される可能性がある、というふうになっています。また当該画像のコピーが出回らないようにするための合理的な手段を講じなければならないとされていて、執行権限はFTCに付与されているという形になっています。

次のページをお願いします。最後になりますけれども、これはまだ法案が出された段階で、実際議会の中では委員会に付されたという状況なのですが、「アルゴリズム説明責任法案」というものがありますので簡単にご説明します。昨年11月に、上下両院で、超党派でそれぞれ「アルゴリズム説明責任法案」というものが出されています。もともとオンライン・プラットフォーム上に色々な問題のある情報が流れた場合、米国では通信品位法230条によってかなり広範な免責がされるということで、プラットフォーム事業者の設計責任を問えないということが問題視されています。

この法案は特に利用者の自死・自傷といった行為に関わるもの、利用者自身の自死・自傷と他の人への自死・自傷に関わるような、そういったコンテンツがオンライン上に流れることを防ぐために、プラットフォーム企業に対して合理的注意義務を定めて、それを守っていない場合には通信品位法230条の免責が適用されない、という内容の法律案を作っています。背景としては、エンゲージメント最大化と広告収益増加を目的とするレコメンダー・アルゴリズムが暴力的なコンテンツ、自傷・自殺関連情報、過激思想、違法薬物関連情報等を増幅し、未成年者を含む利用者に深刻な影響を及ぼしているという問題意識に基づいて提案されています。通信品位法は1996年に成立した法律なので、約30年前の古い環境が前提となっているので改正すべき、といった内容になっています。法案の審議状

況自体は委員会にかかっただけなので、傍聴会等もされていないようですし、まだこれからというところですが、内容的に少し注目されるかなということで取り上げました。説明は以上になります。

【宍戸座長】

安江さん、ありがとうございます。それではただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見のある方は、チャット欄で「すべてのパネリスト」を選択の上、私までお知らせいただければと思います。山本構成員をお願いします。

【山本構成員】

山本です。ありがとうございます。ほぼ確認なのですが、韓国のところ、今、憲法違反ではないかという批判もかなり強くなっているという話がありました。これは結局、発信者に対して懲罰的損害賠償が課せられるとか、流通させた場合の課徴金、このあたりのサンクションが重いことで、発信者もプラットフォーム事業者も萎縮してしまうという点が憲法上問題になっている、と理解すればいいのかよいのでしょうか。逆に言いますと、通報窓口の設置や透明性レポートの公表については、それほど強い批判があるわけではないと理解してよいのかという確認です。

【MRI 安江氏】

ありがとうございます。憲法訴訟については、このページにありますように今おっしゃった重い懲罰的な罰則と、問題かどうかわからない場合には、暫定措置として最大 30 日間アクセス遮断をしなければならないという、それが情報流通と言いますか、表現の自由にも影響を与えるという 2 点が憲法訴訟の主な主張かなと理解しています。おっしゃったように、残りの部分、透明性レポートなどは問題ないのだと思いますけども、この規定については曖昧な点やリスクがあるのではないかと、という主張かなと理解しています。

【山本構成員】

ありがとうございます。それともう 1 点、通報窓口についてですが、通報というのは誰が行えるようになっているのですか。

【MRI 安江氏】

これは誰でもだと思います。この法律については「虚偽・操作情報」ではないかということ。

【山本構成員】

なるほど。政府機関が、ということではなくて、政府機関も含む誰でも、という感じですか。

【MRI 安江氏】

多分そうだと思うのですが、最近の韓国は政府機関によるオンライン掲示板の問題などもあるので、そのあたりの関係は十分確認できていないです。

【山本構成員】

ありがとうございます。

【宍戸座長】

今の点はまたこの後もご質問等出てくると思いますので、可能な範囲で調査いただいて、メール等で事務局通じて共有いただければ助かります。ありがとうございます。

それでは森構成員お願いいたします。

【森構成員】

ご説明ありがとうございました。これも大変いい調査をしていただいたと思います。9ページなのですが、ドイツのデジタル暴力対策法案、一番下のところですが「デジタル暴力として新たな犯罪類型を創設する刑法改正」とあるのですが、「デジタル暴力として新たな犯罪類型を創設する刑法改正」とあるのですが、多少具体的に言っていただくと、どんなものがデジタル暴力に該当することになるのでしょうか。2023年のところを見ますと「デジタル空間では侮辱、脅迫、誹謗中傷等のデジタル暴力による被害が急増しており」ということなのですが、多くの国で、おそらくドイツでも侮辱、脅迫、誹謗中傷みたいなことは、何らかの形で違法なものであるということにはなっていたかと思います。紙であろうが、デジタルであろうが。なので、その犯罪類型を創設するというのがちょっと分からない。例えば、名誉毀損みたいなものは、そもそも犯罪ではなくて民事上違法とかそういうことだったのを犯罪にするとかですね。あるいはデジタルでやる場合、インターネットで侮辱、脅迫、誹謗中傷する場合は、もうこれは紙とは違うのだという扱いで法制度化するとかですね。そういうことがもしお分かりでしたら教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

【MRI 安江氏】

はい、ご質問ありがとうございます。私の説明がちょっと良くなかったのですが、このページの上の方の枠の中にありますように、ディープフェイク、サイバーストーキング、リベンジポルノというのがより近い表現で、具体的に言いますと3つの新たな犯罪類型の創設が言われております。

まず1点目が性的なディープフェイク等、こちらについて違法化、性的なディープフェイクを作ると違法化するという点です。

2点目が非性的なディープフェイクで、本人の同意なく公開されたディープフェイクであって、対象者の社会的評価を著しく損なうものを処罰対象とするというものです。ただし、風刺的な表現などは対象外とするということです。例えば、性的なところの線引きはちょっと分かりませんが、AIによって生成されたビキニ姿の画像なども、名誉毀損に当たる場合は処罰対象で、その人に対する不名誉な映像、画像を作ることです。

3点目がサイバーストーキングで、GPSトラッカーやスパイウェアを用いた執拗で不当な監視というものを処罰対象とするとしています。この3つを新たに違法化するということのようなのです。

【森構成員】

なるほど。めちゃくちゃよく分かりました。ありがとうございました。

【宍戸座長】

ありがとうございます。他にご質問、ご意見等いかがでございましょうか。

曾我部主査、お願いします。

【曾我部主査】

どうも、大変なご報告ありがとうございます。私は、DSAに基づく透明性レポートの部分について伺いたいのですが、日本でも先般、情プラ法 28 条に基づく報告書が公表されてきて、それとの比較みたいなものを、もしされているのであればお聞きしたいです。まだされていないのだろうと思うのですが、やはり比較対照してみて差分があるとか、何か気づきがあるのかなと思ったりもいたします。今後そういった取組も当然されるべきかと思いますので、これはご質問というよりコメントになってしまうかもしれませんが、そういうところが気になりましたというところです。

【MRI 安江氏】

情プラ法 28 条に基づく報告書は 5 月末期限ということで公表されたばかりだと思しますので、各社から出た内容を一とおり見たという状況ではあるのですが、まず DSA と情プラ法で当然義務内容が違っていることがあります。それから DSA についても、2024 年 2 月に施行されて透明性レポートが何回か出されているのですが、最初の透明性レポートを見て、各事業者が勝手な様式で出しているのだから比較できないということや、事業者からすると具体的な書き方がよく分からないということがあって、欧州委員会が DSA の施行規則で透明性レポートの標準的なフォーマットとして Excel の表なども作って出したりしています。そういうコミュニケーションもあつたりするので、各社の報告内容の違いみたいなものもあつたりするのかなという感想を持っています。まだ厳密な比較というのはできておりません。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。ちょっと無茶ぶりで申し訳ありませんでした。

【宍戸座長】

ありがとうございます。事務局の方から補足のコメントがあるとのことですので、お願いいたします。

【大磯情報流通振興課企画官】

ありがとうございます。今日もご議論もいただきましてありがとうございます。事務局の大磯でございます。先ほど安江様よりご回答がありましたとおり、日本と欧州の公表の状況を比較しているというものではございません。どちらかと言いますと、DSA に基づく公表で各事業者の取組状況が分かるところがあるというところに着目をしまして、前回ご議論いただいた権利侵害情報等の発信・拡散にかかる論点をさらにご議論いただける材料になるかもしれないということを事務局の方では想像したというところです。ですので、情プラ法に基づく公表との関係というところは、今回の資料のポイントではないという認識でおります。ありがとうございます。

【宍戸座長】

ありがとうございます。ステータスがよく分かりました。他に、MRI からのご発表について何かご質問等ございますでしょうか。ひとまずよろしいでしょうか。これも、色々読んでいるうちに疑問というか、その国は本当にこういうことをどういうふうにやろうとしているのかという疑問が私の中にもいくつか湧きつつありますので、追って事務局を通じてお伺いしたり、こういう点はどのようなだろうという点をお尋ねすることもあるかと思いますが、これも可能な範囲でご対応いただければと思います。どうもありがとうございました。

【安江氏】

ありがとうございました。

【宍戸座長】

それではアジェンダの3に移りたいと思います。青少年保護ワーキンググループ、第一次報告書案についてでございます。今、資料10-3-1の概要を示していただいておりますけれども、こちらにつきまして、ワーキンググループ主査であります曾我部先生の方からご説明をお願いいたします。

【曾我部主査】

はい、引き続き曾我部です。そうしましたら、先般取りまとめました第一次報告書案についてご説明を申し上げます。この青少年保護ワーキンググループは、昨年9月の本検討会におきまして設置をご了承いたし、昨年11月以降、6回にわたり議論を重ねてまいりました。本日、その結果、この資料10-3-1の概要資料にありますとおり、第一次報告書案を取りまとめております。このワーキンググループは、昨年8月にこども家庭庁の有識者会議において取りまとめられました「課題と論点の整理」のうち、総務省が主担当とされた事項について議論を行ってきたということです。総務省に割り振られた項目はいくつかありますけれども、大きく次の3点に整理いたしました。概要資料の一番上の黒い箱のところですよ。

まず、青少年保護に関するサービス提供上の工夫の更なる促進方策についてどう考えるか。2点目、青少年有害情報の閲覧機会をできるだけ少なくするための保護者や本人の同意を前提とした技術的手段として、どのようなものがあるか。3点目として、ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置など、プラットフォーム事業者やOS事業者の取組を促すことについてどう考えるか、という3点になります。これらの事項について議論するに当たりましては、SNS事業者、OS事業者及び携帯電話事業者の取組や諸外国の状況等の整理を行いました。青少年のインターネット利用については様々な立場からの意見や論点があるため、まずは構成員の共通認識の整理を行いました。これが2番目のオレンジの箱のところですよ。まず1ポツ目、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが重要。2ポツ目、環境整備法の制定時と現在の状況は異なり、リスクが多様化した現代の環境に対して、現在の制度では限界がある。3ポツ

目、青少年の利用に当たっては、保護者や事業者、教育機関などの関係者の果たすべき責任・役割の整理が必要。4 ポツ目、技術的措置のみでカバーできるものではなく、引き続きリテラシー向上の取組推進は必要。こちらが共通認識ということになります。

インターネットの利用は、現代社会において不可欠なものになりつつあり、その点においては大人も青少年も違いがありませんけれども、成長段階にある青少年が安全・安心にインターネットを利用するためには、適切な保護が講じられた環境が必要だと考えられるため、こちらのワーキンググループでは、総務省に対して今後取り組むべき方向性として大きく次の3点を求めることといたしました。

こちらが中ほどの資料の中ほどにあります青い部分、赤い部分、緑の部分の3点です。青い部分が「プラットフォームサービスの設計上の青少年保護措置」。左下の赤い部分が「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」。右下の緑の部分が「ICTリテラシーの向上」、この3点です。

まず1点目、プラットフォームサービスの設計上の青少年保護措置についてです。青少年のインターネット利用環境を大きく変えたのは、SNSをはじめとするプラットフォームサービスの登場でありまして、その設計上の青少年保護措置は、こちらのワーキングにおいて最も多くの議論があった項目ということになります。いくつかポツがありますが、まず1つ目、プラットフォームサービスごとに設計・特性が異なることや、子どもたちの知る権利等を確保する必要性から、利用に関する一律の年齢制限、すなわち一定年齢以下の使用禁止は望ましくないのではないか、ということです。

2点目、各事業者に対し、サービスのリスクの評価、当該リスクに対応する青少年保護措置や利用に必要なリテラシー等の実施・公表を求めるとともに、それを事業者外部から再評価する仕組みなどを構築すべきではないか。

3点目、保護措置の前提となる年齢確認、すなわち利用者の年齢を確認する行為については、多くが利用者による自己申告となっている現状を踏まえ、適切な保護措置が確実に機能するために、サービス設計や特性などに応じた厳格化を検討すべきではないか。

4つ目、その確認方法については、どのような方法が合理的なものとしてあり得るのか、諸外国の動向も踏まえつつ、ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティリスクも考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか。最後ですが、さらにプラットフォーム事業者が提供する青少年保護措置の設定は複雑であるため、保護者が理解しやすい内容・表示となっている必要がありますが、実効性の観点から、利用者が青少年であることが確認された場合には、初期設定（デフォルト）において保護措置が機能することが適切ではないか。さらに保護措置がない、若しくは初期設定（デフォルト）とされていない場合、改善を促す枠組みが必要ではないか。こういった内容を、プラットフォーム事業者によるサービス提供上の保護措置として求める事項といたしました。

続きまして左下の赤い部分、フィルタリング機能を含む技術的保護手段というところで

す。現在の環境整備法では、青少年有害情報の閲覧機会をできるだけ少なくすることを目的に、携帯電話事業者に対してフィルタリングに関する各種義務が規定されていますが、このフィルタリングサービスのみでは青少年の利用環境の変化や新たなリスクへの対応が難しくなっているということがあります。2点を求めるということですが、閲覧制限を目的としたフィルタリングよりも広く、技術で青少年を保護するという意味で「技術的保護手段」の環境整備法上の在り方について検討し、特に OS 事業者が提供する保護機能であるペアレンタルコントロール機能については、その有用性を踏まえ、キャリアのフィルタリングと同様の技術的保護手段として提供を義務付けるべきではないか、という点を総務省に対して求めるということにいたしました。

最後に右下の緑のところ、ICT リテラシーの向上についてです。本ワーキンググループにおきましては、主にサービス提供上の工夫や技術的保護措置について議論を行いました。先ほど申し上げた共通認識にもありますように、技術的保護措置とリテラシーは並列して必要なものでありまして、リテラシーの向上についてもこのワーキンググループにおいて多くの指摘がありました。リテラシーと技術的保護措置の併用、青少年だけでなく大人のリテラシーの必要性について、リテラシーの検討を行う総務省の有識者会議であります「ICT 活用のためのリテラシー向上に関する検討会」に対して提案を行い、本年5月に開催されたそちらの検討会において、これらを含む議論がなされたと伺っております。つまりリテラシーについては本ワーキングの直接の対象ではないということで、別の検討会にお任せをしているということになります。以上、青少年保護ワーキンググループ第一次報告書案の概要資料に基づきご報告いたしました。

本ワーキンググループの議論や作成にご協力いただきました各構成員、オブザーバー、関係事業者、関係団体の皆様、さらに取りまとめいただいた事務局に対しても感謝を申し上げます。青少年のインターネット利用を巡る環境は多様化、複雑化しており、より詳細な検討が必要な課題がいくつかありますので、引き続き親会の先生方にもご協力をお願い申し上げ、私からの報告とさせていただきます。以上となります。ありがとうございます。

【穴戸座長】

曾我部主査、簡潔に報告書案のポイントをご説明いただき、ありがとうございました。関係される方々、ワーキンググループのメンバー等々に謝辞をおっしゃっていただきましたけれども、あわせまして、私からは曾我部主査に何よりも御礼を申し上げます。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見のある方は、例によってチャット欄でかつ「すべてのパネリスト」を選択の上、ご発言希望をお知らせください。森構成員、お願いいたします。

【森構成員】

はい。ありがとうございました。取りまとめをいただいて、青少年保護ワーキングの報

告書を作っていただいていたありがとうございます。非常に説得力のあるものを作っていたのだと思います。ちょっと、表現ぶりのことなのかも知れないのですけれども、真ん中の青いところの「PF サービスの設計上の青少年保護措置」のところですが、「子どもたちの知る権利等を確保する必要性から、利用に対する一律の「年齢制限」は望ましくないのではないか」ということです。一定年齢以下の使用禁止ということで、これは従来から、SNS と青少年については、使わせながら安全に使う方を覚えてもらうことを目指してきたのだと思うのですけれども、ここへ来て、若干少なくとも国際的にはその流れが変わってきているのではないかと感じていて、なかなかうまく特に一定年齢以下の場合に、中毒性のある SNS からうまく青少年、子どもを引き離すと言いますか、一定の適切な距離をとらせることが難しくなってきたのではないかと感じていますか、世の中の的に言いますか、それこそオーストラリアやカナダだと思っていますけれども、そういったところで認識されつつあることではないかと思っています。もちろん様々な意見があると思いますし、そうしたことをやっている国は少ないからこそ報道されていることだと思いますけれども。ですので、望ましくないのではないかと、このタイミングで言い切ってしまうと良いのかどうか。特に共通認識のところ「環境整備法の制定時と現在の状況は異なり」とお書きいただいたことの中には、SNS の中毒性やアルゴリズムによる青少年の離反の難しさみたいなことについて、その背景にはアテンション・エコノミーがあるわけですが、長く見てほしい、多くエンゲージメントを高めたいというアテンション・エコノミーがあるわけですが、そのこと果たしてうまく折り合いがつかないのか、使わせながら安全な使い方を学んでもらうことが今後も可能なのかということについては、若干の疑問が色々ところから投げかけられているのではないかと感じていますので、一律の年齢制限が望ましくないと、もちろん年齢制限しましょうという話ではないと思うのですけれども、望ましくないと、言い切ると良いのかということには疑問を感じたというところでございます。以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。一通り今手の上になっている構成員の方から、ご質問、ご意見を承って、曾我部主査にお答えいただける部分はお答えいただいて、少し考えるということにしたいと思います。

それでは山口構成員お願いいたします。

【山口構成員】

はい、お時間いただきありがとうございます。ご説明いただきありがとうございます。また、非常に素晴らしい内容だと思います。取りまとめ、本当に大変だったかと思えますけれども、ありがとうございます。基本的には、書かれている内容については賛成の立場です。ただその上で3点ほどコメントさせていただきます。

まず1点目が、年齢確認の厳格化についてです。検討すべきではないか、と書かれています。やはりそこはもう必須かなと感じています。年齢を偽ってやってしまうと、保護

を受けずにトラブルに遭うといったことは、普通に起こってしまっているわけです。先ほどオーストラリアの事例が出てきましたけれども、オーストラリアは規制をかけたわけですが、年齢を偽ってやったりとか、かなりの人数が実際には16歳未満が利用してしまっているということも指摘されています。ですので、年齢確認はどんな施策をとる場合においても、すごく重要だと考えています。ただ一方で、プライバシー保護との両立はすごく難しいと思っております。例えば青少年の年齢確認を厳格化すると、マイナンバーなどを使うのかと。でもそうすると、青少年の機微な情報をプラットフォーム事業者が収集することになり、漏洩リスクもゼロではないという状況にあって、これはあまりよろしくない。技術的にどこまでできるのかという点は、早急に考えていく必要があるなというふうに思っております。

2点目が、実施・公表について書かれております。私もこれは方針としては賛成なのですが、透明化を求めていく際には、もちろん実施も含めて、それを透明化していく際には、その透明化された情報をどのように分析し、どのように施策に活かしていくのか、このようなこともセットで考えた上で、項目とかそういったことを検討していくのが大切かなというふうに思っております。

3点目が、これ最後になりますけれども、青少年保護というキーワードはもう世界的にはものすごく注目されているテーマ、1丁目1番地になってきておりますので、当然この大手プラットフォーム事業者各社さんでいろんな取組をされているわけです。いろんな取組がされているとアナウンスされているわけですが、ただ実際問題としてももちろん啓発とかはできていると思うのですが、じゃあこういう仕組みを導入していますというのが、どれぐらい実効性があるのか、どれぐらい効果があるのか、こういったことまで踏み込んで考えていかなければいけないと。つまり、例えば利用規約に書かれていてこういうものは禁止されているのだけど、もう実際は結構投稿されているよねとか。あるいはAIレベルをこう自動でつけるようなシステムを導入しているのだけど、実際にはこう、それがついていないような動画が結構あったりとか、いろんなことがやろうとしていることと実態の乖離ができてしまっているわけです。青少年保護に関して、そういったことが常態化してしまっているのは非常に良くないと、私は思っております。取り組んでいる内容自体は各社とても良いと思うので。なので、それがしっかりと実行されているのか、実装されているのか、効果を生み出しているかといったところまで踏み込んで、チェックしていくということが今後非常に重要じゃないかなというふうに思っております。かつ今、各社取組は、よくやっているという話をしましたけど、もちろん不十分なものも多くありますので、そういうところも含めて、実効性のあるしっかりと適切な取組を、各社がしっかりとやっていくところをしっかりと評価できるようになるといいんじゃないかなと思っております。私から以上です。ありがとうございます。

【宍戸座長】

ありがとうございます。それでは続きまして、大谷構成員お願いいたします。

【大谷構成員】

はい。大谷でございます。非常によくまとまった報告書案をありがとうございます。青少年の年齢情報についてプラットフォーム事業者が、それを管理することに伴うリスクについては、今、山口構成員からご指摘がありましたので、それ以外の点についてコメントさせていただきたいと思います。このワーキンググループの中では、総務省で実施された青少年、それから保護者向けのアンケートについても共有されていまして、本当に驚くほど多くの犯罪などに青少年が巻き込まれたという回答、多くの設問で1割を超えているということに非常に驚いているところでございます。青少年をターゲットにした犯罪などが、こういったプラットフォームサービス上で行われるようになってきているということについては、やはり大きなリスクとして、社会全体のリスクとして受け止めなければいけないというふうに思っています。フィルタリングの高度化などを含めた対策が提言されている中で、プラットフォームサービス事業者に対しては、リスク評価や、サービスの特性に応じた保護措置を講じる施策を求めると、その内容を公表して、これを社会全体で再評価すると述べられているのですが、やはりこの仕組みがおざなりにならないために、何らかの立法的な法律上の裏付け、一定の義務付けが必要ではないかというふうに考えているのですが、このワーキンググループの中では法律による義務化といったことについては、どの程度議論されたのかについて教えていただければと思います。各社それぞれサービスも異なりますので、一律の禁止というのはあまり合理的な対策ではないと思いますので、それぞれに対策を講じていただくとしても、それぞれの対策を促進し、制度として支援するための仕組みというのが必要ではないかと思われまますので、その点について議論の状況を教えていただければ幸いです。私からは以上でございます。

【宍戸座長】

ありがとうございます。それでは山本構成員お願いいたします。

【山本構成員】

ありがとうございます。青いところの「PFサービスの設計上の青少年保護措置」のところなのですが、やや憲法の話になってしまうかもしれませんが、リスク評価やリスクに対応する保護措置、あるいは年齢確認といったところで、プラットフォーム事業者に一定の作為を求めるような、施策のご提案も含んでいるのかなと思っております。こうした作為の要求というところなのですが、もしWGで議論されていたとしたら、プラットフォーム事業者のどのような権利・自由に対する制約になり得るのかについてどのように整理がなされたのかののでしょうか。もうちょっと端的に申しますと、プラットフォーム事業者の営業の自由という憲法22条に関わる話になるのか、それともプラットフォーム事業者の表現の自由にも関わる話になってくるのか。そのあたり何か議論があったならば教えていただければと思います。以上です。

【宍戸座長】

山本構成員、ありがとうございます。それでは増田構成員お願いいたします。

【増田構成員】

はい。ご報告ありがとうございました。非常に納得感のある素晴らしい報告だと思っております。報告の中にごございましたとおり、SNS上で自ら発信したことで青少年が被害に遭っているということや、リスクの多様化があるというようなことから、フィルタリングであるとか、ペアレンタルコントロールなどで対処できる状況ではないというのは本当にその通りだと、トラブルの現場におりまして感じております。そこでまずは関係者の果たすべき役割、責任を整理した上で、それを明確化して、具体的に示していただくということが、まずは大事なかなと思います。そのうえで、プラットフォームサービスの設計上の措置に関して、それが社会の中で当たり前の常識、当たり前の知識・情報にまだ認識されていないと思っておりますので、ぜひそれを当たり前の情報になるような分かりやすさ、それから使い勝手などを高めていただきたいというふうに思います。未成年の場合、その年齢制限の厳格化は非常に重要だと私も思っており、未成年者が自らの年齢を偽ることで、どのような責任や問題が発生するか分からずにやっているケースがありますので、データの保有の問題もあるかとは思いますが、ぜひ厳格化していただければと思います。

最後に、ICTリテラシーを、大人のリテラシー向上ということも同時並行でやっていくと。まさしく親、それから教員の方々のリテラシーがまだまだ十分ではないことで、教育に生かせていないということもございまして、ぜひそこも両立していただくようになっていただきたいと思います。以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。一通りご発言のご希望のある構成員、5人の方からご意見、あるいはご質問にわたる部分もいただきました。特に大谷構成員、山本構成員からはご質問という部分もありましたし、森構成員からはご意見もございました。曾我部主査の方で、今の時点でご回答あるいはご意見を述べられる部分がございましてでしょうか。

【曾我部主査】

はい。どうもありがとうございます。先生方、大変貴重なご指摘、ご質問をありがとうございます。まず森構成員からの質問、一律年齢制限が最近の各国のトレンドであって、実際、現状に鑑みればその構成に利があって、今回のようにそれが望ましくないののではないかと、という打ち出しは適切かどうかというご指摘です。確かにおっしゃる通りの部分もありますが、他方で、先般G7サミットに先立ち、5月29日に「G7デジタル・技術大臣会合」がありましたが、その中で「青少年のためのより安全・安心なデジタル空間を定義するG7共通原則」というものが示されました。こちらを見ますと、必ずしも一律制限をすべきというよりは、やはり今回の取りまとめのような方向性になっているように読み取れますので、一律制限が必ずしもグローバルなトレンドということでもなくて、青少年の知る権利等々も踏まえれば、こういう打ち出しで少なくとも現時点ではよいのではないかと、ということと、あともう1点、年齢確認については各社が最低の利用年齢、基本的には13

歳未満ということですが、それを設定しています。今回は、各事業者の保護措置の中で利用最低年齢の設定という点も入っておりますので、そういう意味では各国でやっている16歳ではないけれども、13歳未満については、年齢確認の厳格化とが相まって、事実上の利用制限がなされる可能性というの視野に入れて取りまとめているということになります。というのがひとまずのお答えになります。

次に山口構成員のご指摘に関して、年齢確認の厳格化は必須だけれども、プライバシー保護等々とのバランスが必要ではないかということなのですが、ちょうど本日、こども家庭庁の青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループも開催されました。構成員の皆さま方には、チャット欄でリンクを貼っておりますが、その中の資料1にもありますけれども、こども家庭庁のワーキングでは、デジタル庁の方もご出席くださっていて、マイナンバーカードを使った年齢確認、プライバシーを確保しつつ年齢確認する方法が技術的にあり得るのだというご説明もありました。そういったマイナンバーカードによる認証を直ちに採用するかは別論ですけれども、バランスの取れた年齢確認の方法はあり得るのではないかと感じています。

2番目の、透明化を求めるのはいいが、透明化された情報をどう分析し活かすのかという点につきましては、本日のこども家庭庁のワーキングで、今回の総務省の青少年ワーキンググループの取りまとめを組み込んで、より大きな絵の中にはめ込む取りまとめ案というか方向性案というものが出ております。それによりますと、例えば官民協議会のようなものを設置するというような方向性も示されているところでもありますので、先生ご指摘の問題意識は一応そういう形で認識はされているということになります。それから同じく実効性についても同様で、実効性を確保する必要があるという認識はありますので、今後の議論の中でその点も考慮されていくということかと思えます。

大谷構成員も同様に、義務付け等々が必要だという実効性に関するご指摘をいただいたかと存じます。これも繰り返しになりますけれども、実効性確保については問題意識としては強くありますので、まずは環境整備法を改正するということが、当然視野に入っております。そういった中で実効性確保については意識しながら検討を進めるということになると認識しております。

山本構成員からは、プラットフォーム事業者に作為を求めることについていかなる憲法上の権利が問題となるのかということについて、ワーキングではその点について明示的な議論は基本的にはなかったものと認識しております。もちろん営業の自由か表現の自由かということではあるのですけれども、個人的には、少なくとも求める措置によっては表現の自由にも関わってくるということはあるのかなと思っておりますけれども、誹謗中傷、権利侵害対策においても同様の問題があるかなと思っておりますので、様々な問題を通じて似たような措置を求めるという中で今のご指摘の問題は検討されていくべきことかと思っております。

最後、増田構成員からの周知の問題ですが、おっしゃる通りで、今日の前半の報告とも

関わると思うのですけれども、やはりフィルターバブルとかエコーチェンバーに自分自身が囚われているという認識自体が必ずしも広がっていないというところで、そういった知識を伝えるだけで行動変容の可能性があるというのが、今日の前半のレポートだっと思えますけれども、青少年に関しても同様のことはあるはずで、リテラシーに関しては、別な場ではあります但し引き続き力を入れていくということですので、そういった認識を進めていかれるものと思っております。ひとまず私からは以上です。もし事務局から補足があればいただければと思います。

【穴戸座長】

ありがとうございます。事務局はいかがでしょう。ワーキンググループの議論あるいは G7 について何かございますか。

【田熊情報流通振興課課長補佐】

事務局でございます。曾我部主査からお答えいただいたとおりにかと思っております。また、G7 の話もあつたが諸外国と連携しながらの対応は当然重要かと思っておりますので、その辺り引き続き対応するとともに、ご指摘いただきました点は、今後の検討に際してご参考とさせていただきますと考えております。ありがとうございます。以上でございます。

【穴戸座長】

ありがとうございます。まだご議論あるかもしれませんが、生員構成員からご発言のご希望がありまして、お願いできますでしょうか。

【生員構成員】

まず 1 点目、最初に野村総合研究所様からご説明をいただきましたプラットフォームの実態に関する調査、あつたことを継続的にしっかりとコストをかけて続けていくことが何より重要なと思つています。そしてまた同時に、今特に世界的に非常に注目を集めているのが、そういったモニタリングというものをしっかりとよりディープにやっていくためのデジタルサービス法 40 条、つまり研究者や公的機関によるプラットフォームの内部データへのアクセス規定でございます。これに基づく研究というのがかなり活発に行われていて、欧州の方でもこれからそれに関する研究報告のレポートというものがだんだん出てくるころだというふうに認識しております。ぜひそういったレイヤーでの情報というものも様々見ながら、先日山本構成員が別の機会で、デジタル法制を巡るコミュニケーションという言葉を使われましたけれども、まさに言ってみればデジタル法制を巡るインテリジェンスの在り方というふうに言ったようなことも、まさにこの文脈で色々な考え方を示していけると良いのかなというふうに思つています。これが 1 点目です。

それから 2 点目といたしまして、三菱総合研究所、安江様からご紹介いただいた諸外国の状況については、個人的にはやはり特に注目すべきポイントというのは、特に EU と英国ということにはなるかと思つていますけれども、ある種のエンフォースメントのプロセスといったようなところでございます。いきなり制裁金を科したりするのではなくて、まずしっかりとインベスティゲーションをして、そして警告を出して、そして改善を求めて、そ

れでもダメであれば制裁金を科すといったような、このプロセスの中でやはりより良いデジタル環境を作ろうとしている。まさにこれは先ほど申し上げた意味でのデジタル法制を巡るコミュニケーションの在り方というところにも他ならないというふうに思いますので、こういった部分というのもしっかりディープに見ていけると良いのかなというふうに感じたところが、これが2点目です。

それから最後に3点目、曾我部主査からご説明いただいた青少年ワーキンググループの状況につきましては、ワーキンググループの先生方はご案内の通りかもしれないんですけども、少し前には欧州評議会の高等人権弁務官から、そしてつい最近には国連の高等人権弁務官から、こうした青少年保護の施策、国際的に様々議論があるけれどやはり重要なのは、一律で青少年をアクセス禁止にすることではなくて、しっかりとプラットフォーム規制によって、プラットフォーム事業者に安全なデジタル環境を作ってもらうことが重要だというメッセージを続けざまに出しているところでございます。これはプラットフォームサービスの利用によって失われる人権をどのように守るかということもあれば、他方でやはりソーシャルメディアに対するアクセスの自由というのも既に曾我部主査から言及ございましたけれども、これもやはり重要なこどもの人権だということなのかなと考えておりますところ、まさにそのバランスを最もよく取れる方法というのをこの検討会とあわせて議論していければと考えております。私からは以上です。

【宍戸座長】

生員構成員、お忙しいところありがとうございました。一通りご発言のご希望のある構成員を一巡したと思いますが、さらに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、本日のご議論を私なりに受け止めますと、1つはこども家庭庁において検討されている包括的な青少年のインターネット利用環境整備を巡る議論の1つのパーツという部分もあり、相互に関連している部分もある。そこは曾我部主査がハブになって担っていただいているわけでございますけれども、こちらでの議論も踏まえながらこども家庭庁さんで議論をいただいているという部分もある。全体として車の両輪がうまく回って、変化する、非常にリスクが高まっている青少年のSNS利用に伴う問題について、実効的に対応していくという意味で、この報告書に記載されている内容とはひとまずまとまったものと思いますし、大方のご理解を得られている部分があると受け止めたところで

す。

他方でリスクが変化している状況の中で、場合によっては一律の年齢制限という手段も排除されるべきではないのではないかというご指摘もございましたが、この報告書はそれも当然含めた上で、現時点においてのリスク、報告書本体でいうと44ページに書かれている事情を総観して望ましくないという主旨であって、絶対、未来永劫望ましくないということを書いているわけではないというのは、概要だけを見ると判然としないところがあるのかもしれませんが、報告書としてはそうであるし、概要の全体として、主な事項とか共通認識はそうであるだろうと、その点はここで確認をしておきたいと思います。

また、この取組を進めていくうえで、実効性ある取組が必要であり場合によっては制度整備、法改正等も必要なのではないかということは、この報告書が排除しているわけではなくて、先ほど申し上げました、こども家庭庁あるいは総務省、政府全体での検討の中で、スコープに入っているということだと理解し、またこのワーキンググループのご報告を受けた本検討会としても、そういう認識であるということではとまずよろしいのかなと思いました。

ということで、この青少年保護ワーキンググループ第一次報告書案については、基本的にはこの資料の通りでご了解いただいたものとして扱わせていただき、パブリックコメント、意見募集にかけ広く内外のご意見を伺うこととしたいと私としては考えておりますが、いかがでございましょうか。そのような取り運びでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

【宍戸座長】

ありがとうございます。上沼構成員がお願いしますと言っていて、お認めいただいている趣旨だと思うのですが、何かご発言いかがですか。

【上沼構成員】

すみません。異議なしの趣旨です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。もちろんそうだと思ったのですが、せっかくだので一言おっしゃればと思ったのですが。

【上沼構成員】

はい。曾我部主査に孤軍奮闘していただいて本当に申し訳ないかと、聞いていました。申し訳ないです。

【宍戸座長】

ありがとうございます。それでは今お認めいただいたということで、事務局において意見募集の手続を進めていただきたいと思います。万が一、省内部での最終確認などによって修正が発生するかもしれませんが、それは基本的には座長である私と、ワーキンググループの主査の曾我部先生にご一任いただくということで、基本的にはこのままパブコメにかけることにしたいと思います。総務省におかれましては、手続を進めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【宍戸座長】

ありがとうございます。本日の議事は以上となります。3つ、意外と盛りだくさんだったという感じがいたしますが、構成員の皆様方から本日の2本の調査報告、またワーキンググループの報告について、さらにご意見、あるいはご質問等がございましたら、メールなどでお受けしたいと思います。事務局までお寄せいただければと思います。それでは最後

に事務局から連絡事項があればお願いいたします。

【原情報流通振興課課長補佐】

事務局でございます。本日は貴重なご議論をいただきありがとうございました。座長からございましたとおり、議事3に関しましては、意見募集の手続きの方に、座長とご相談しながら進めさせていただければと思います。また第1、第2議題にかかるメール等によるご質問、ご意見につきましては、受付方法について別途ご連絡をさせていただきます。次回の日程等につきましても、別途ご連絡させていただけたらと思います。事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】

ありがとうございました。それでは以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の第10回会合及び青少年保護ワーキンググループの第7回会合の合同会合を閉会とさせていただきます。

皆様お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございました。

【終了】